

答申第 1 1 6 号

(諮問第 1 4 0 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 2 月 25 日付けで行った公文書非公開決定処分及び公文書公開決定処分は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 2 月 14 日付けで、実施機関に対して、次の内容の 2 件の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 大分県庁本庁舎（知事部局で最も労働者数が多い事業場）について、労働安全衛生法の規定に基づいて令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日までに衛生管理者が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料
- (2) 大分県庁本庁舎（知事部局で最も労働者数が多い事業場）について、労働安全衛生法の規定に基づいて令和 3 年 7 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までに衛生管理者が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

2 実施機関の決定

実施機関は、令和 4 年 2 月 25 日付けで、本件公開請求のうち、(1) の内容については、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき公文書不存在（請求のあった期間中は、衛生管理者による職場巡視を実施しておらず、当該文書を作成、又は取得していないため）を理由として非公開決定を行い、(2) の内容については、同条第 1 項の規定に基づき公開決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 4 年 3 月 10 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、上記の非公開決定処分及び公開決定処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。）で定められた定期的な衛生管理者の作業場等の巡視を実施する措置義務は、事業者である大分県知事に課されているものである。

少なくとも毎週 1 回の頻度の衛生管理者による作業場等の巡視が履行されているならば、2 件の公開請求について、それぞれ少なくとも 12 件以上の資料があつてしかるべきである。

第 4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね以下のとおりである。

規則第 11 条第 1 項では、週に 1 回以上の衛生管理者による巡視が規定されているが、本県では、公開資料とした巡視を年に 1 回実施しているのみである。

よって、大分県庁本庁舎について、令和 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までに衛生管理者が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料については、県が未作成、未取得の文書であり不存在である旨を回答したものであり、同年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までに衛生管理者が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料については、該当文書がある旨を回答したものである。

第 5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

第 6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、次のとおりである。

- (1) 大分県庁本庁舎について、規則第 11 条第 1 項の規定に基づいて令和 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までに衛生管理者が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（以下「本件対象公文書 1」という。）
- (2) 大分県庁本庁舎について、規則第 11 条第 1 項の規定に基づいて令和 3 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までに衛生管理者が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（以下「本件対象公文書 2」という。）

2 非公開決定及び公開決定の適否について

規則第 11 条第 1 項で、衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康被害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。

実施機関は、弁明書において、衛生管理者は、衛生委員会への参加や職場の安全衛生・職員の健康管理を行っているが、週に 1 回以上の巡視は実施できていない状況であり、公開決定において公開資料とした巡視を年 1 回実施しているのみである

と主張している。

この点について、衛生管理者による巡視を年1回実施しているのみであるという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、また、公開決定において公開された資料により、衛生管理者による巡視が、令和3年7月27日から同年8月6日の間に、大分県庁本庁舎の各部局において行われたことが確認される。

よって、本件対象公文書1は存在せず、本件対象公文書2は該当文書があるとする実施機関の説明は、信用できるものである。

したがって、本件対象公文書1が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは妥当である。また、大分県庁本庁舎において、令和3年7月27日から同年8月6日の間に実施した衛生管理者による巡視に係る資料を本件対象公文書2として特定し、公開決定を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存在に関する主張の他に種々の主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定及び公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年5月18日	諮 問
令和4年6月29日	事案審議（令和4年度第2回審査会）
令和4年8月9日	答申決定（令和4年度第3回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	